

受理官庁 A P	アフリカ広域知的財産機関 (A R I P O)	附属書 C A P
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ボツワナ、カーボベルデ、ガーナ、ガンビア、ケニア、リベリア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セーシェル、スーダン、シエラレオネ、サントメ・プリンシペ、エスワティニ、タンザニア連合共和国、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	上述した言語と同じ	
願書の提出に用いることができる言語	適用されない	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>1, 2, 3</sup>	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか、認める場合にはいずれの形式か（P C T実施細則第706号）？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか（P C T規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	認める	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に問合せされたい。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁又はスウェーデン知的財産庁（P R V）	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁又はスウェーデン知的財産庁（P R V）	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちW I P O標準S T. 26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（P C T規則19.4(a)(ii)の2)）。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2020年7月9日付公示（P C T公報）150頁以降、及び2022年10月6日付公示（P C T公報）277頁参照。

A P	アフリカ広域知的財産機関 (A R I P O) (続き)	A P
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル (USD) 又は出願人が居住しているA R I P O 締約国の現地通貨	
送付手数料	USD 50 又は出願人が居住しているA R I P O 締約国の同等額の現地通貨	
国際出願手数料 <sup>4</sup>	USD 1,456	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>4</sup>	USD 16	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	USD 219	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	USD 328	
調査手数料	附属書D（A T），（E P）又は（S E）参照	
優先権書類の手数料 （P C T規則17.1(b)）	USD 30 又は出願人が居住しているA R I P O 締約国の同等額の現地通貨	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がA R I P O 締約国内に居住するか，又は主たる営業所を有する場合 要 ，A R I P O 締約国の1つの領土内に居住又は主たる営業所を有しない場合	
誰が代理人として行為できるか？	A R I P O 締約国の受理官庁に対して出願人を代理することが許可されている代理人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	

<sup>4</sup> この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（I B）参照）。